

（仮称）草津市協働のまちづくり条例 前文 検討資料

■ 前文とは？

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものと言われています。

前文は、条文形式ではないので、自由な表現で記述することができ、「私たちは」という市民主体の表現や、「です」、「ます」の口語調で書かれることが特徴的です。

■ 前文に何を書くか？

- a. 風土・歴史などまちの特色
Ex.) 琵琶湖、宿場町の歴史、草津川
 - b. まちづくりの経過
Ex.) 自治体基本条例、先人のたゆまぬ努力
 - c. 協働の必要性、まちの課題
Ex.) 少子高齢化、コミュニティの希薄化、地域課題の複雑化
 - d. まちづくりの将来像
Ex.) まちづくり協議会、新しい公共、絆
 - e. 市民の決意・思い
- など

（参考）前文構成 他市比較表

自治体	山口市	大津市	栗東市	富里市
条例名	協働のまちづくり条例	「結の湖都」協働のまちづくり推進条例	市民参画と協働によるまちづくり推進条例	協働のまちづくり条例
制定	H21. 4	H23. 4	H21. 4	H22. 4
構成要素				
a. 風土・歴史などまちの特色	①	①	①	①
b. まちづくりの経過	②	②	②	
c. 協働の必要性、まちの課題	④	③		③
d. まちづくりの将来像		④		④
e. 市民の決意、思い	③	⑤	③	②

（参考）大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例 前文

大津では、里山や琵琶湖の豊かな恵みを、古代から現代に至るまで享受し、守りながら、人々が行き交い、暮らしを受け伝え、まちを発展させてきました。 a

そうした営みを、地域社会の助け合いの仕組みである「結」などによって、人々は守ってきました。また、こうした仕組みの中で、人々は、お年寄りや子どもを気遣い、全ての人が安心して生きることができる社会の実現に向けた努力を積み重ねてきました。 b

今日では、多くの公共サービスが行政によって担われています。しかし、人々の生活や価値観が多様化し、行政のサービスでは対応できないことが増え、多様なニーズに対応する人材や財源の確保が難しくなっています。 c

その一方で、大津では、市民・市民団体及び事業者による市民公益活動が盛んになっています。この市民公益活動と行政の力を合わせて「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」ことができれば、自治の力は高まり、まちは活き活きとします。これらの活動をより創造的かつ持続的に育むためには、大津が歴史的に育んできた「結」の仕組みを現代に甦らせ、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、対等な関係のもとで共通の目的を持ち、共に社会基盤を整えることが求められています。 d

この条例は、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、「協働」という新しい「結」を実現するための理念と仕組みを明らかにするものです。わたしたちは、この仕組みを活用し、市民・市民団体、事業者及び市という立場から、またそうした立場を超えて愛着と誇りを持つことができる大津を築いていくためにこの条例を制定します。 e